

前橋市告示第267号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記のとおり縦覧に供します。

本計画は、令和5年4月1日から効力を生ずることとします。

令和5年4月3日

前橋市長 山本 龍

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

地区名	所在	森林面積	森林所有者数	筆数	備考
富士見	富士見町 赤城山 西大河原 東大河原 下小萩沢	m ² 323,054	14名	15筆	

2 縦覧方法

(1) 次の場所における縦覧

前橋市役所 農政部 農村整備課 赤城森林事務所（粕川支所内）

(2) 前橋市ホームページへの掲載

アドレス <https://www.city.maebashi.gunma.jp/>

3 権利の設定

この告示により、前橋市に対象森林の経営管理権が設定されるとともに、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。